

学校における働き方改革取組方針

(尾道市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

(概要版)

1. 改定の趣旨

令和7年6月に改正された公立の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等を受け、「学校における働き方改革取組方針」（以下「取組方針」という。）を給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、取組方針をより実効性のあるものに改定する。

2. 学校における働き方改革の目的

尾道教育総合推進計画のもと、学校における働き方改革を一層推進することにより、全ての児童生徒へのよりよい教育の実現に向け、教職員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、児童生徒一人一人と向き合うことができる環境の構築を目指す。

3. 期間・目標

(1) 期間 令和8年度～令和11年度

(2) 目標

①時間外在校等時間に関する目標

ア 時間外勤務時間が月45時間以下の教職員の割合 100%

イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間 30時間程度

②働きがい等に関する目標

ア 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 90%以上

イ 日々の業務の中で充実感を得られていると感じている教職員の割合 90%以上

4. 取組内容

【方策1】学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) チームとしての学校の実現

- ・多様な人材の配置《教育委員会》
- ・授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）《教育委員会・学校》
- ・給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）《学校》
- ・児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）《学校》
- ・学校行事の精選・見直し及び準備・運営（「3分類」⑰関係）《学校》
- ・部活動の指導に係る教員の負担軽減（「3分類」⑬関係）《教育委員会》
- ・学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理及びICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）《教育委員会・学校》
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）《教育委員会・学校》
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）《教育委員会・学校》

(2) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し及びICTの活用促進

- ・各種計画、事業、調査・照会等の見直し及び調査・統計への回答（「3分類」⑥関係）《教育委員会》
- ・統合型校務支援システム及び学校・保護者間連絡システム等の効率的な運用《教育委員会・学校》

(3) 保護者・地域との連携・協働の推進

- ・学校運営協議会の充実《教育委員会・学校》
- ・学校運営協議会の活動に関する連絡調整等（「3分類」④関係）《学校》
- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）《学校》
- ・放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）《教育委員会・学校》

【方策2】学校における働き方改革のさらなる推進

(1) 業務量の適正化

- ・業務の平準化・効率化《教育委員会・学校》
- ・授業時数の標準化《学校》

(2) 教職員全体の働き方に関する意識の醸成

- ・学校における自律的な業務改善・業務削減の推進《学校》

【方策3】教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(1) 勤務時間の適正管理

- ・学校における勤務時間管理の徹底《教育委員会・学校》
- ・定時退校日の推進《学校》

(2) メンタルヘルス対策の実施

- ・時間外在校等時間が一定時間を超えた教職員の医師による面接指導の実施《学校》
- ・ストレスチェックの実施《教育委員会・学校》
- ・心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進《教育委員会・学校》

(3) 働きやすい職場環境づくり

- ・年次有給休暇の取得促進《教育委員会・学校》
- ・ストレスチェック制度等を活用した職場環境の改善《教育委員会・学校》

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・教育委員会会議及び総合教育会議への報告と取組の実施状況の公表
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保
- ・取組方針の周知及び教育委員会の学校への支援の強化 各学校の取組の実施
- ・保護者、地域の理解促進

(2) 今後のフォローアップ

- ・目標の達成状況の把握
- ・各学校の状況に応じた支援・指導の実施